監査告示　第３号

令和７年３月４日

鹿児島市監査委員　宮之原　　賢

同　　小　迫　義　仁

同　　大　森　　忍

同　　佐　藤　高　広

令和６年度第２回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により公表します。

記

１　監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく財政援助団体等監査

３　監査の対象

(1) 監査対象団体

ア　公益財団法人　鹿児島市国際交流財団

所在地　鹿児島市加治屋町１９番１８号

区　分

(ｱ) 出資団体

出資金の名称　公益財団法人鹿児島市国際交流財団出捐金

（所管課：国際交流課）

出資金の額　３，０００，０００円

(ｲ) 公の施設の指定管理者

施設名　鹿児島市国際交流センター（所管課：国際交流課）

委託費の額　７８，４８８，１２５円（令和５年度決算額）

イ　公益財団法人　鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター

所在地　鹿児島市中央町１０番地

区　分

(ｱ) 補助金等交付団体

補助金の名称　中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金(所管課:雇用推進課)

補助金交付額　１４，３８４，６７９円（令和５年度決算額）

(ｲ) 出資団体

出資金の名称　公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター出捐金（所管課：雇用推進課）

出資金の額　１００，０００，０００円

(ｳ) 公の施設の指定管理者

施設名　鹿児島市勤労者交流センター（所管課：雇用推進課）

委託費の額　５５，３４８，７００円（令和５年度決算額）

ウ　公益財団法人　西郷南洲顕彰会

所在地　鹿児島市上竜尾町２番１号

区　分

(ｱ) 出資団体

出資金の名称　公益財団法人西郷南洲顕彰会出捐金（所管課：生涯学習課）

出資金の額　２５，０００，０００円

(ｲ) 公の施設の指定管理者

施設名　西郷南洲顕彰館（所管課：生涯学習課）

委託費の額　２２，１３８，６００円（令和５年度決算額）

(2) 対象範囲

原則として令和５年度に執行された事業又は業務

4　監査の着眼点

令和５年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを、出資団体については、事業が出資目的に沿って適正に運営されているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5　監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6　監査の実施場所及び日程

(1)　実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2)　実施日程

令和６年１１月１日から令和７年３月４日まで

7　監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 公益財団法人　鹿児島市国際交流財団（出資金、公の施設の指定管理者）

出捐金については、事業運営が出資目的に沿っておおむね適正になされていたが、一部に改善を要する事項があった。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・　公益財団法人鹿児島市国際交流財団財務会計規則第４２条第２項に「随意契約によるときは、見積りに必要な事項を示して２名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約金額が１万円以下の契約又は急を要するときその他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」とあるが、消耗品の購入において、見積書を徴していないものが多数あった。（公益財団法人　鹿児島市国際交流財団）

・　鹿児島市国際交流センター条例第９条第１項によると、鹿児島市国際交流センターの施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっており、また、同条例施行規則第７条第１項によると、施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可申請書（様式第２）を提出しなければならないとなっているが、国際交流センターでは、同規則の様式で求められている記載事項に加え、他の事項も記載させる書式を使用していた。（公益財団法人　鹿児島市国際交流財団）

・　鹿児島市国際交流センター条例施行規則第９条第１項によると、指定管理者は、提出のあった使用許可申請書を審査し、適当と認めたときは、使用を許可し、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可書（様式第３）を申請者に交付し、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができるとなっているが、予約システムによらない申請において、使用許可書を申請者に交付していなかった。（公益財団法人鹿児島市国際交流財団）

・　鹿児島市国際交流センター条例第９条第１項によると、鹿児島市国際交流センターの施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっており、また、同条例施行規則第７条第１項によると、施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可申請書（様式第２）を提出しなければならないとなっているが、国際交流センターでは、同規則の様式で求められている記載事項に加え、他の事項も記載させる書式を使用させていた。（国際交流課）

・　鹿児島市国際交流センター条例施行規則第９条第１項によると、指定管理者は、提出のあった使用許可申請書を審査し、適当と認めたときは、使用を許可し、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可書(様式第３)を申請者に交付し、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができるとなっている。しかしながら、予約システムによらない申請において、使用許可書が申請者に交付されていないことについて、団体への指導がなされていなかった。(国際交流課)

(2) 公益財団法人　鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（補助金等、出資金、公の施設の指定管理者）

補助金については、事業が補助の目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

出捐金については、事業運営が出資目的に沿っておおむね適正になされていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・　本市の中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金交付要綱によると、補助金の額は、同要綱第３条第１項第１号に定める中小企業福祉事業費補助金交付要綱（以下「厚生労働省要綱」という。）別表第１に定める補助額及び市長が特に必要と認める金額の合計額である管理費と、同要綱同条同項第２号の厚生労働省要綱別表第１に定める補助額としての事業費の合算額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定した額とするとなっている。しかしながら、当該厚生労働省要綱は平成２２年度をもって廃止されているにもかかわらず、要綱が改正されていない。(雇用推進課)

(3) 公益財団法人　西郷南洲顕彰会（出資金、公の施設の指定管理者）

出捐金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていた。

［参考］

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区　　分	基　　準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの